

## 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する

### 物件の設置に関する方針

(景観法第8条第2項第4号のイ 関連)

屋外広告物の表示、掲出に関しては、従来、県の屋外広告物条例に基づき規制を行ってきましたが、平成24年4月から三島市屋外広告物条例が施行されました。

今後、特に制限が必要な地区については、三島市屋外広告物条例における「屋外広告物誘導整備地区」の仕組みを活用して必要な制限を行うことにより、規制誘導を図ります。

対象地区と制限の方針は次のとおりです。

| 対象地区   | 制限の方針  |
|--|--|
| <p><b>屋外広告物誘導地区</b></p> <p>＜屋外広告物誘導整備地区の指定地区は別冊参照＞</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三島駅周辺においては、自然景観、都市景観に配慮した配置、面積、数量などに誘導する。</li> <li>・三島駅周辺においては、活力とにぎわいのある駅前を創造するために、魅力的なデザインに誘導する。</li> <li>・三嶋大社周辺においては、自然景観、歴史景観を妨げないように配置、面積、数量などを誘導する。</li> <li>・三嶋大社周辺においては、年月の積み重ねにより、風格や味わいが増す材料を使用するように誘導する。</li> <li>・幹線道路周辺においては、自然景観に配慮した配置、面積、数量などに誘導する。</li> <li>・幹線道路周辺においては、できるだけ集約して、運転者、歩行者などに圧迫感を与えない配置、面積、数量などに誘導する。</li> </ul> |
| <p><b>景観重点整備地区の区域内</b></p>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺周辺の地区においては、三島らしい水辺と緑あふれる景観を妨げないよう配置、面積、数量などを誘導する。</li> <li>・水辺周辺の地区においては、水辺の歴史、文化に配慮した形態意匠や色彩へ誘導する。</li> <li>・水辺周辺の地区においては、年月の積み重ねにより、風格や味わいが増す材料を使用するように誘導する。</li> <li>・商店街地区においては、歩いて楽しくなるような魅力的なデザインに誘導する。</li> </ul>   |
| <p><b>眺望地点からの主な眺望の範囲</b></p>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望地点から見られる富士山、駿河湾への眺望景観を阻害しない配置、面積、数量などに誘導する。</li> <li>・形態意匠や色彩は、眺望景観や周辺の景観と調和したものとなるよう誘導する。</li> </ul>  |